

平成30年第1回
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

平成30年7月20日

西多摩衛生組合議会

平成30年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 平成30年7月20日(金)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 田中 繁生

出席議員

1 番 石川 修	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 工藤 浩司	5 番 山内公美子	6 番 山崎 勝
7 番 瀧島 愛夫	8 番 門間 淑子	9 番 富永 訓正
10 番 末次 和夫	11 番 佐藤 弘治	12 番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 宮崎 長寿 施 設 長 島田 善道

総 務 課 長 宮林 和也 財 務 課 長 松澤 昭治

会計課長(兼)フレッシュランド西多摩課長 石川 良仁 計 画 管 理 課 長 古谷 浩明

維持運転課長 中島 勲 企画調整担当主幹 伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長 木村 文彦 福生市生活環境部長 久保 淳

羽村市産業環境部長 橋本 昌 瑞穂町住民部長 横澤 和也

平成30年第1回西多摩衛生組合議会 臨時会議事日程

平成30年7月20日(金)

午後1時30分 開議

西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第4号

基幹的設備改良工事(燃焼設備改良工事)請負契約について

日程第5 議案第5号

基幹的設備改良工事(発電設備改良工事)請負契約について

午後1時30分 開会

○議長（末次和夫） 皆さん、こんにちは。定刻前になりますけれども、始めたいと思います。

本日は、平成30年第1回西多摩衛生組合議会臨時会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、平成30年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成30年度第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、猛暑の中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の事務事業の状況につきましては、11月に開催する決算議会で、詳しくご報告をさせていただきますけれども、平成29年度概要を若干申し上げさせていただきます。構成市町からのごみの搬入量は、約6万1,000トンで、平成28年度、一昨年と比較いたしますと、約700トン、1.1%の減少となっております。

また、フレッシュランド西多摩の浴場施設利用者数は、約14万1,800人で、前年度比較では、約2,200人、1.6%の増加となっており、地域に密着した温浴施設として、大変好評をいただいているところであります。

次に、平成25年度から実施してきました基幹的設備改良工事につきましては、平成28年度までの4年間で、延べ8工事を実施し、施設の延命化及び省エネルギー化が図られたところであります。

本工事の結果、計画値を超える余剰蒸気が発生したことから、エネルギーのさらなる有効活用、温室効果ガスの削減を図るため、計画期間を2年間延長し、平成30年、31年度の継続事業として、2件の追加工事を実施することとしたところであります。

今次臨時会には、専決処分の承認案件1件のほか、これらの工事の契約案件2件、合わせて3件の議案をご提案申し上げさせていただきます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（末次和夫） 以上で管理者の発言は終わりました。これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしく申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

8番 門間 淑子 議員

9番 富永 訓正 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告をいたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時会の招集通知につきましては、平成30年7月12日付け、西衛発第266号で平成30年第

1 回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してごさいます。

次に、本臨時会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 4、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約についてと、日程第 5、議案第 5 号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括して審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（末次和夫）以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次臨時会の会期については、7 月 20 日、1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫）ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第 33 条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について 3 回までとなっております。なお、1 回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき 3 問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 3、承認第 1 号、「専決処分の承認を求めることについて」「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心）ただいま、議題となりました承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成 29 年の東京都人事委員会勧告等に準じ、平成 29 年 12 月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第 179 条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めます。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第 1 号、及び附属資料の新旧対照表に記載のとおりであります。東京都人事委員会勧告に準じた改正では、勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月引き上げるため、6 月・12 月期の支給率を、それぞれ、「100 分の 90」から「100 分の 95」に改めております。

また、当組合では該当する職員はおりませんが、一般職給料表（２）１級の 262 号俸から 273 号俸までの 12 号俸を削る改正をあわせて行っております。

次に、羽村市に準じた改正内容といたしましては、科学技術等の専門的知識を必要とする職に支給する初任給調整手当を廃止したほか、50 歳台後半層の職員における給与水準の抑制を図る観点から、昇給停止年齢を 57 歳から 55 歳に引き下げるとともに、結核性疾病に係る休職者の特例を廃止しております。

なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行しておりますが、勤勉手当の支給月数の改正につきましては、公布の日であります平成 30 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用をしております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第 1 号、「専決処分承認を求めることについて」「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

お諮りいたします。

日程第 4、議案第 4 号及び日程第 5、議案第 5 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約について、及び日程第 5、議案第 5 号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての 2 件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、一括議題となりました、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約について、及び、議案第 5 号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、基幹的設備改良工事における、平成 30 年・31 年度の継続事業として実施いたします「燃焼設備改良工事」及び「発電設備改良工事」の請負契約を締結しようとするものであります。

初めに、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約について、ご説明申し上げます。

契約の目的は、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）、契約の方法は、随意契約、契約金額は、4億7,964万9,600円、契約の相手方は、東京都江東区木場5丁目10番11号、株式会社IHI環境エンジニアリング・代表取締役社長、八十芳樹、契約の期間は、契約確定日の翌日から平成32年3月31日までとしております。

次に、議案第5号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約について、ご説明申し上げます。

契約の目的は、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）、契約の方法は随意契約、契約金額は、2億5,488万円、契約の相手方は、東京都江東区木場5丁目10番11号、株式会社IHI環境エンジニアリング・代表取締役社長、八十芳樹、契約の期間は、契約確定日の翌日から平成32年3月31日までとしております。

なお、議案第4号及び第5号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案4号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約、及び議案第5号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約について、ご説明を申し上げます。

まず、工事の概要でございますが、ごみを焼却炉に供給する「給じん機」の更新工事でございます、主な改良点といたしましては、省電力化・シール性の向上・安定供給性の向上を図ったものでございます。続きまして、議案第4号、附属資料をご覧いただきたいと存じます。

見積りの経過でございます。

本契約は随意契約ではございますが、契約に際しましては、入札形式により行ったところでございます。当組合の予定価格4億4,412万円に対しまして、株式会社IHI環境エンジニアリングの見積金額は、1回目の見積額が4億7,000万円で予定価格に達せず、2回目の見積額も4億6,500万円で予定価格に達せず、3回目の見積額も4億5,500万円で予定価格に達しなかったことから、協議の上、予定価格の4億4,412万円で決定となったものでございます。

なお、附属資料の見積経過における金額は、消費税を含まない金額となっております。

続きまして、議案第5号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、工事の概要でございますが、発電力向上、及び災害時におけるエネルギー支援対策等、再生可能エネルギーも付加した、発電設備の更新工事でございます。

主な改良点といたしましては、高効率発電タービンへの改良・発電機改良・蓄電設備の設置・太陽光発電設備の設置等でございます。

恐れ入ります。議案第5号、附属資料をご覧いただきたいと存じます。

初めに、見積りの経過でございます。

本契約におきましても随意契約ではございますが、契約に際しましては、入札形式により行ったところでございます。

当組合の予定価格2億4,468万円に対しまして、株式会社IHI環境エンジニアリングの見積金額は、

1 回目の見積額 2 億 6,880 万円で予定価格に達せず、2 回目の見積額も 2 億 5,000 万円で予定価格に達せず、3 回目の見積額の 2 億 3,600 万円で、予定価格に達しましたことから、決定となったものでございます。

なお、附属資料の見積経過における金額は、消費税を含まない金額となっております。

議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約、及び議案第 5 号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約に伴う契約方法を、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号に基づく、随意契約とした経緯でございますが、随意契約を選択した理由につきましては、大きく分けまして、3 点の理由がございます。

まず、1 点目といたしまして、プラント全体の性能保証・機能保証を永続的に維持する必要があること。

2 点目といたしましては、事業継続性の確保で、全炉停止期間を極力短期間とし、限られた工期内で完全かつ効率的に実施をする必要があること。

3 点目といたしましては、循環型社会形成推進交付金を活用することから、既存施設の複合的な設備構造を把握をしていない業者では、交付金対象事業の基準を満たす削減率を達成することが困難であると考えられることと、削減率達成効果の責任の所在を明確にするためには、設備構造を熟知している同一業者により、一元的に管理をさせようとするものでございます。

以上のことから、性能保証・機能保証を担保しつつ、事業の継続性を確保するとともに、循環型社会形成推進交付金の活用を図るため、随意契約としたものでございます。

なお、本契約時におきまして、地方自治法施行令第 167 条の 16 による契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 にあたる、公共工事履行保証証券を納付することとなっております。

なお、継続費における財源内訳につきましては、11 月議会におきまして、補正予算として上程をさせていただき予定でございます。

以上で、議案第 4 号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約、及び議案第 5 号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての詳細の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 請負契約について、質問いたします。

この議案の他に参考資料というものがお手元に届いておりますので、そこの中からですね、「契約事務協議会に」という言葉が出てきています。西多摩衛生組合の例規を見てみますと、契約事務協議会というのは例規の中から見つけることはできなかったわけですが、この契約事務協議会というのは、どういうもので、いつから動いていて、今回は詳細について検討したということが抜本にあるようですけれども、この契約事務協議会がどういうものなのか、例規の中にはないので、例規との関係において、どういうふう動いているのかということ、まずはお尋ねしたいと思います。

○議 長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ただいまご質問がございました契約事務協議会についてのご説明をさせていただきます。

契約事務協議会につきましては、西多摩衛生組合契約事務協議会設置要綱で定めてございます。平成 14 年 12 月 4 日、要綱第 4 号として設置をしたものでございます。設置の目的でございますが、西多摩衛生組合における工事請負、物品売買、その他、契約の適正かつ円滑な執行の確保を図るため、西多摩衛生組合

契約事務協議会が協議会を設置するということが設置の目的でございます。構成は、この小さい団体でございますので、会長、副会長、委員をもって設置するのですが、会長が事務局長、副会長は総務課長、委員はその他の管理職の職員ということになってございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 要綱ということで、ホームページの中で例規集を全部見てみたのですが、要綱は載ってなかったのですよね。ホームページの中に。しかし、こういうことというのは、とりわけ随意契約に関する事で、自治体間同士でどういうことをしているのかということがわかる、極めて重要なところだと思いますので、それぞれの自治体でも、要綱は確か載っている、ホームページの中に載っていると思いますので、特別地方公共団体である西多摩衛生組合でも、要綱については、ホームページにやはり載せていくべきだと思うのですけれども、お答えを伺いたいと思います。

○議長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 議員のお言葉のとおりでございます。早急に例規集の方に追加をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 工事関係について伺います。

同じく参考資料の中ですね。燃焼改良工事の方で、給じん機が今回、設計をし直してつくるということで、発注し直すということですね。パーツを取り替えるというのではなくて、仕様を大きくして作り替えるということだというふうに、この中から読み込んだのですけれども、その認識でいいのかどうかということ。

それから、今回新しくした給じん機は、どれだけの耐久年数があるのかということですか。

それから、改良点として、改良工事の設計についての（2）のところ、シール性の向上というのが出ておりますけれども、これはどういうことなのかということですね。給じん機については、1号炉、2号炉、3号炉が全部新しくなるわけですから、それぞれどれぐらいの年数が耐久するのかということについて伺います。

それから、発電の方です。発電容量の最たるものは、恐らくごみの焼却によって熱量が上がるということだと思いますけれども、この太陽光発電のところで導入されるわけですが、これがどれぐらいの電力のボリュームを持つのかということが、まず一つお尋ねしたいと思います。

それから、冒頭の管理者の発言の中で、8項目にわたる工事の中で、施設の延命化や省エネルギー化が図られて、余剰熱が大分あるのだということですが、この余剰熱がどの程度生まれて、それをどう生かそうとしていこうとしているのかについて、大きく三つぐらいですかね、お尋ねします。

○議長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） お答えさせていただきます。

まず、工事関係、給じん機は全面的な改造なのかというご質問ですけれども、今回これまで使わせていただいていた給じん機から、全面的な設計変更を行いまして、全く新規の給じん機とさせていただきます。理由といたしましては、性能面でのご説明の中でもありましたが、省電力化、あるいはシール性の向上、このシール性の向上は、後ほどまたご説明させていただきます。あるいは、ごみの定量供給性の向上を図るために、これまでよりも性能の向上を図るために設計変更を行ったと、全面的な設計変更を

行ったということでございます。

二つ目、耐用年数なのですけれども、これまで使わせていただいております給じん機も、平成 10 年の運転開始から 20 年を使わせていただきました。しかしながら、その間、いろいろなところの補修を、小さな補修から大きな補修まで含めながら、そのようなことを行いながら 20 年間使わせていただいております。今後も耐久性が急激に落ちるといふふうには考えておりませんので、新しい設計でもですね、西多摩衛生組合長寿命化計画に基づいて、本施設、平成 50 年までの使用を、今のところ計画しております。したがって、向こう 20 年間、今回の設計変更の給じん機で、また大きい小さい補修を繰り返しながら、使わせていただくという計画でございます。

三つ目がシール性ということなのですけれども、給じん機という装置は、ごみをクレーンで、その給じん機に受入れまして、スクリューですね、大きいネジのような形、それで焼却炉へごみを供給する装置でございます。焼却炉は、ごみと温度、焼却炉内の温度、それから燃焼用の空気、この三つが揃って、ごみの燃焼は行われます。しかしながら、この給じん機から空気を吸い込むと、本来、必要とする空気よりも、余剰空気が吸い込まれてしまう。そのため、このごみの入口であるところから、空気を吸い込まないように、ごみ自体でシール、要は外部から焼却炉へ空気が入らないようにすると、そういったシール性でございます。

余剰空気が増えますと、やはり不完全燃焼、あるいは焼却炉内の温度低下、空気が温度低いですからね。温度低下を招きます。そうしますと、煙突からの排ガス公害に影響が出ますので、そういったことの防止から、給じん機から外部の空気を焼却炉内へ流入させないような、そのようなシール性の向上を図っておるといふところでございます。

次、太陽光発電側ですけれども、太陽光発電の電力量でございますけれども、現在、計画している太陽光発電の出力は 30 kW でございます。したがって、普段はその 30 kW、施設内のその 30 kW 分の電力を賄うということになります。30 kW でございますので、具体的に電力ですから、どこに使うということではないのですけれども、照明に使ったり、空調に使ったり、その太陽光の発電分、30 kW 分、余剰発電があれば、そちらは売却できたり、あるいは省エネができたりということにつながります。30 kW でございます。

最後は、余剰蒸気、余剰熱ですかね。発生いたしましたので、今回の基幹的設備改良工事の追加工事を計画をさせていただいたということでございますが、平成 25 年から 28 年度に基幹的設備改良工事を、全 8 工事を行ってまいりました。この 8 工事につきましては、主に電力的な省エネルギー、それからプラントで発生する蒸気を、例えば排ガスの温度を上昇させるために使っていたりしたのですけれども、そういった蒸気をより自家用発電に回そうと、発電量を上げようといった目的の工事と、そういった工事に分類されます。

技術的な計算上、あまり余計な、その余剰蒸気発生はするといふような計算は出ないのですけれども、現実ですね、その改良工事を行ったあと、その余剰蒸気を実際測った結果、1 時間当たり、2 炉運転した場合、6 トンぐらいの余剰蒸気が発生しておりました。この 6 トンの蒸気、発電に使わないと、単純に電力を使い、冷やして水に戻すだけでございます。そしてまたその水がボイラーに供給されるという循環を繰り返すのですけれども、電力を使って水に戻す、要は、省エネルギーとは逆の効果になってしまうのですね、余剰蒸気が出ると。その余剰蒸気をできるだけ電気に変えようといふことで、今回、前回のご説明でもさせていただいたのですが、極力、小さい改造で発電の出力、これまでは 1,980 kW だったのですけれども、それを 2,370 kW に増やすことによって、そのちょうど時間当たり 6 トン分ぐらいの蒸気で、そ

の増えた分の発電ができるというような、これも技術的な計算から成り立ったことなのですから、そのようなことで出力のアップを図らせていただいております。余剰蒸気を、電気を使って水に戻すのか、あるいは新たに電気を生むのかという、その違いでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 給じん機の方なのですが、そうしますと、ぐるぐるぐるぐる回っていく、ごみをくってぐるぐるぐるぐる回っていくのを、往復するというだけではなくて、給じん機のこう覆う、何かこうケースみたいなものがありますよね、給じん機そのものが覆われていますよね。あのケースそのものも大型化していくということですか。あれはそのまま、中を大きくしていくというこの考えでいいのかどうかですね。内部の改造だけということなのかどうかですね。

それから、今回の発電で、大きく発電量が増えるわけですが、そうすることで、この建屋の中の電力発電が供給されて、供給されるということで、それでもなおかつ余るといふことなのかどうかですね。余る電力はどれぐらいを見込んでいるのか、伺います。

○議長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、お答えいたします。

まず、最初の給じん機の、具体的に大きさ等が変わるのかということですが、これはごみの送り量自体は変わりませんので、外観から見た、ケーシングの大きさは大きく変更点はございません。内部の変更だけでございます。

二つ目の発電量が増えて、余剰電力、あるいは発電だけの運転が可能になるかというようなご質問だったと思いますけれども、2炉運転をした場合、理論上なのですから、自家用発電のみで施設の運転は可能となります。ただ、このときに余剰電力がどれぐらい発生するかということなのですから、平成29年度の実績でございますと、おおよそ2炉運転した場合の需要電力2,000kWでございます。したがって、370kWほどは余剰分として、2炉運転時。この設備で全部使って、施設全体を動かして、購入電力はない運転をしても、まだ300kW強は売電ができるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） よろしいですか。

ほかにございますか。12番堀雄一朗議員。

○12番（堀雄一朗） それでは、議案の第4号、第5号は、まとめてですので、それぞれに分かれることで質問させていただきたいと思っております。

燃焼設備改良工事と発電設備改良工事それぞれに、最初の設計金額が、最終的な金額までが2,500万円程度の差が出ておりますけれども、この間、特に燃焼設備改良工事につきましては、最後は協議で決めたと。設定金額と実際の見積りの中で、大きな差が出ていたのは、どのような項目だったのかということと、これはどのような形で圧縮したのかということについて、詳細まで説明いただくのは大変かと思っております。おおまかにこの点が合わなかったのではないかとこのことが、どうやって詰められたかについて、ご説明いただければと思っております。

5号の方につきましては、発電設備改良工事につきまして、特に協議なく3回見積りされたということで、そのことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ただいま燃焼設備改良工事につきましては、協議の上ということで、こちらだけ

ですと、消費税抜きですけれども、1,088万円ほどの差がございました。これにつきましては、直接工事費における差が大きかったということで、これは、ものの本に載っているというものではないのですが、あくまでも一般的に言われています工事の利益率から申し上げますと、通常の公共土木工事、公共建築工事における利益率は約15%から20%。工事の金額からも1億円から10億円未満の工事金の場合、約10%前後の利益率と推測がされているようでございます。

今回はパーセントにいたしますと、2.39%という差でございましたので、業者におきましても、問題のない範囲での計画だったかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 発電の方は、松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 発電の方は、特段、協議をしなくて、3回目の業者の方の見積り金額が、当組合の予定価格に達したということで、特段問題がなくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第4号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第5号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第4号、基幹的設備改良工事（燃焼設備改良工事）請負契約について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、基幹的設備改良工事（発電設備改良工事）請負契約についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成30年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

午後2時10分 閉会